

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 3 節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(生産緑地の評価)</p> <p>40-3 生産緑地(生産緑地法(昭和49年法律第68号)第2条((定義))第3号に規定する生産緑地のうち、課税時期において同法第10条((生産緑地の買取りの申出))の規定<u>(同法第10条の5((特定生産緑地の買取りの申出))の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)</u>により市町村長に対し生産緑地を時価で買い取るべき旨の申出(以下「買取りの申出」という。)を行った日から起算して3月を経過しているもの以外のものをいう。以下同じ。)の価額は、その生産緑地が生産緑地でないものとして本章の定めにより評価した価額から、その価額に次に掲げる生産緑地の別にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 3 節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(生産緑地の評価)</p> <p>40-3 生産緑地(生産緑地法(昭和49年法律第68号)第2条((定義))第3号に規定する生産緑地のうち、課税時期において同法第10条((生産緑地の買取りの申出))の規定により市町村長に対し生産緑地を時価で買い取るべき旨の申出(以下「買取りの申出」という。)を行った日から起算して3月<u>(生産緑地法の一部を改正する法律(平成3年法律第39号)附則第2条第3項の規定の適用を受ける同項に規定する旧第二種生産緑地地区に係る旧生産緑地にあつては1月)</u>を経過しているもの以外のものをいう。以下同じ。)の価額は、その生産緑地が生産緑地でないものとして本章の定めにより評価した価額から、その価額に次に掲げる生産緑地の別にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 家屋及び家屋の上に存する権利</p> <p>(附属設備等の評価)</p> <p>92 附属設備等の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 家屋と構造上一体となっている設備 家屋の所有者が有する電気設備(ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、電話交換機およびタイムレコーダー等を除く。)、ガス設備、衛生設備、給排水設備、温湿度調整設備、消火設備、避雷針設備、昇降設備、<u>じんかい</u>処理設備等で、そ</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 家屋及び家屋の上に存する権利</p> <p>(附属設備等の評価)</p> <p>92 附属設備等の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 家屋と構造上一体となっている設備 家屋の所有者が有する電気設備(ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、電話交換機およびタイムレコーダー等を除く。)、ガス設備、衛生設備、給排水設備、温湿度調整設備、消火設備、避雷針設備、昇降設備、<u>塵芥</u>処理設備等で、その家</p>

改正後	改正前
<p>の家屋に取り付けられ、その家屋と構造上一体となっているものについては、その家屋の価額に含めて評価する。</p> <p>(2) 門、塀等の設備 門、塀、外井戸、屋外じんかい処理設備等の附属設備の価額は、その附属設備の再建築価額から、建築の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額の100分の70に相当する金額によって評価する。この場合における償却方法は、定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第1号イ(2)又は法人税法施行令第48条の2第1項第1号イ(2)に規定する定率法をいう。以下同じ。）によるものとし、その耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）に規定する耐用年数による。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>屋に取り付けられ、その家屋と構造上一体となっているものについては、その家屋の価額に含めて評価する。</p> <p>(2) 門、塀等の設備 門、塀、外井戸、屋外じんかい処理設備等の附属設備の価額は、その附属設備の再建築価額から、建築の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額の100分の70に相当する金額によって評価する。この場合における償却方法は、定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。）によるものとし、その耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）に規定する耐用年数による。</p> <p>(3) （省略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 その他の財産</b> <b>第3節 定期金に関する権利</b></p> <p>（完全生命表） 200-3 相続税法施行規則第12条の6に規定する「完全生命表」は、定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 その他の財産</b> <b>第3節 定期金に関する権利</b></p> <p>（完全生命表） 200-3 相続税法施行規則第12条の3に規定する「完全生命表」は、定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる。</p>